

[原因と対策の報告の公表文（様式2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告について（令和7年4月分）

R 7. 7. 10
原子力安全対策推進監
電話番号 089-912-2352

1 四国電力株式会社から、伊方発電所で令和7年4月に発生した1件の設備の異常に係る原因と対策の報告がありましたので、お知らせします。

[報告書の概要]

県の公表区分	異常事項	発生年月日	原因	対策
C	埋設消火配管からの水漏れ（共用）	7. 4. 9	重量物を運搬する車両が埋設消火配管地上部の周辺を通行するたびに機材保管庫境界部近傍の当該配管に弾性変形によるたわみが生じ、防食テープの伸縮が繰り返されたことで、防食テープが劣化し、破れに至った。 当該部より雨水等が浸透し、配管端部にねじ加工が施されたねじ部が周囲の土壤環境にさらされたため、腐食による減肉が進行したものと推定した。 その後、建屋とコンクリートにて一体化された境界部付近では建屋により配管の動きが拘束される当該ねじ部に、重量物を運搬する車両が通行したことによる外力に起因する応力が集中したため、当該ねじ部に割れが生じ、漏えいに至ったものと推定した。 (参考) 事象の概要 伊方発電所構内の機材保管庫付近（屋外）において、協力会社従業員が地面より水が出ていることを確認した。 その後、係員が現場の状況を確認し、埋設消火配管からの漏えいであることを確認し、詳細な点検が必要と判断した。 また、漏えい箇所の隔離を行い、漏えいは停止した。 調査の結果、当該建屋1階に設置している屋内消火栓1箇所に接続される当該配管の一部に割れを確認したことから、当該配管の漏えい箇所の上流側を切断し、端部の閉止処置を実施し、当該消火栓以外を使用可能な状態に復旧した。 なお、当該消火栓が使用可能となるまでの間は、当該消火栓に使用不可であることを明示した上で、当該消火栓を使用するエリアに対して、速やかに消火活動を行えるよう、体制を強化するとともに、当該エリアにおける火気作業を禁止した。 その後、当該配管を修繕し、通常状態に復旧した。 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。	(1) 当該配管については、腐食に強いステンレス鋼に材質を変更した。また、配管同士の接続方式は、ねじ込み継手による接続から強度の高い溶接による接続に変更した。 (2) 建屋境界部に加わる外力の影響を緩和するため、当該配管を一度地上に立上げ、地上部に新たに設ける当該建屋外壁の貫通部から当該消火栓に接続する構造に変更した。また、当該配管が拘束されることを防止するために、貫通部はコンクリートでの埋戻しとはせず、鉄板等にて蓋を設置する開口部処理を実施した。なお、当該配管外表面に塩分が付着することを防止するため、塗装を実施した。

※以下7件については、現在、四国電力株式会社において調査中であり、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」に基づき、原因と対策の報告書を受理後、来月以降に公表します。

- ・伊方3号機 原子炉補機冷却水冷却器海水出口弁の不具合（令和6年6月24日発生）
- ・伊方3号機 300kVA 電源車の起動試験時の不具合（令和7年2月21日発生）
- ・伊方3号機 復水脱塩装置配管フランジ部からの水漏れ（令和7年4月4日発生）
- ・伊方3号機 機器用水配管からの水漏れ（令和7年5月10日発生）
- ・伊方3号機 衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱（令和7年5月21日発生）
- ・伊方3号機 海水淡水化装置塩酸注入系統弁からの塩酸漏えい（令和7年6月21日発生）
- ・伊方1号機 燃料取替用水ライン弁からのほう酸水の漏えい（令和7年7月4日発生）

2 県としては、伊方発電所に職員を派遣し、対策が適切に実施されていることを確認しています。